

防衛省訓令第14号

防衛政策等普及啓発事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月26日

防衛大臣 岩屋 毅

防衛政策等普及啓発事業費補助金交付要綱

改正 令和2年6月19日省訓第34号

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 防衛政策等普及啓発事業費補助金の交付の要件等（第4条－第6条）

第3章 防衛政策等普及啓発事業費補助金の交付等に係る手続（第7条－第17条）

第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（通則）

第 1 条 防衛政策等普及啓発事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 補助金は、安全保障及び防衛政策に関して広く国民に向けて普及・啓発する活動等を行っている団体に対して交付することにより、当該団体の情報発信能力の向上に寄与し、もって国民の防衛省・自衛隊に対する更なる理解の促進を図ることを目的とする。

（補助金の交付）

第 3 条 補助金の交付に関する事務は、大臣官房長が行うものとする。

第 2 章 防衛政策等普及啓発事業費補助金の交付

の要件等

(補助の対象)

第4条 防衛大臣は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）が安全保障及び防衛政策に関して広く国民に向けて普及・啓発する活動等であって、国民の防衛省・自衛隊に対する更なる理解の促進に資すると認められるもの（以下「補助事業」という。）を行うときは、当該対象団体に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

- (1) 過去3年間に、安全保障及び防衛政策に関する講演会、セミナー、シンポジウム等の開催実績があること。
- (2) 本邦の営利を目的としない法人であって、日本国内に主たる事務所を有しているものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- (4) 適正化法、適正化法施行令その他の法令に基づき事業を実施及び管理する能力を有すること。

(補助の対象とする経費の範囲)

第5条 補助金を交付する経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 講習会等開催費 会場借料、機器借上費並びに講師等に対する交通費及び謝金

(2) 事業資料作成費 チラシ、パンフレット等の作成に要する費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の総額に2分の1を乗じて得た額の範囲内の額とする。

第3章 防衛政策等普及啓発事業費補助金の交付等に係る手続

(補助金交付の申請)

第7条 対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、別記第2号様式による事業計画明細書を添付しなければならない。

- 3 第1項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、
大臣官房長が別に定める。

(補助金交付の決定)

第8条 防衛大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の審査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、原則として、当該交付申請書が到達した日の翌日から起算して1月以内に交付の決定を行うものとする。

- 2 防衛大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

- 3 防衛大臣は、前2項の決定を行ったときは、別記第3号様式による補助金交付決定通知書により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条第3項

の規定による補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を防衛大臣に提出しなければならない。

（補助事業計画の変更）

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第4号様式による補助事業計画変更承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費の配分の変更の場合は、第5条各号に規定する経費の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別記第5号様式による補助事業中止（又は廃止）承認申請書を防衛大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、防衛大臣の要求があったときは、速やかに、別記第 6 号様式による補助事業状況報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 1 1 条の規定により補助事業の廃止の承認（以下「廃止承認」という。）を受けたときを含む。）は、その日（廃止承認を受けた場合には、当該廃止承認通知を受理した日）から起算して 1 月を経過した日又は当該日の属する国の会計年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに、別記第 7 号様式による補助事業実績報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 4 条 防衛大臣は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けた場合には、当該実績報告書の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、補助金交付の決定の内容（第 1 0 条の規定による承認を

した場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 8 号様式による補助金額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の経理）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業の完了又は廃止の日の属する国の会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補助金の支払）

第 16 条 補助金は、第 14 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（補助金交付の決定の取消し等）

第 17 条 防衛大臣は、第 11 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 8 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。ただし、第

4号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくはこの訓令の規定又はこれらに基づく防衛大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合

(4) 天災地変その他補助金交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 防衛大臣は、前項の規定により補助金交付の決定の取消しを行った場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第4章 雑則

(委任規定)

第 18 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官
房長が定める。

附 則

この訓令は、令和元年 6 月 26 日から施行する。

別記第1号様式（第7条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
団 体 名
氏 名

〇〇年度において、下記のとおり（事業名等）を実施したいので、防衛政策等普及啓発事業費補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事業の概要：
- 2 補助金交付申請額： 円
- 3 事業の目的・内容及び経費配分：事業計画明細書に記載のとおり
- 4 事業実施予定期日： 年 月 日

- 添付書類：
- 1 事業計画明細書
 - 2 申請者の営む主な事業が分かる書類
 - 3 申請者の資産及び負債に関する書類
 - 4 過去に開催した講演会、セミナー、シンポジウム等の実績が分かる書類
 - 5 事業の効果

別記第2号様式（第7条関係）

事業計画明細書

1 事業の目的・内容

事業の目的・内容		補助申請額	
		自己資金（※）	

2 経費の区分及び算出基礎等

経費の区分	所要額 (円)	内 訳		算 出 基 礎
		補助金の額 (円)	自己資金 (円)	
会場借料 機器借上費 交通費(講師等) 謝金(講師等) 資料作成費 (チラシ・パンフレット等)				
計				

3 事業に関して生ずる収入金

項 目	金 額
	円
合 計	円

（※）自己資金については、下記の表に、具体的な調達方法を明記願います。

調達方法内訳	金額

自己資金合計額	

補助金交付決定通知書

（団体名） 殿

防 衛 大 臣

印

〇〇年〇〇月〇〇日に貴団体より申請された防衛政策等普及啓発事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項（又は第3項）の規定により、交付することを決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

注：1 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- （1）適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、本補助金交付要綱及び〇〇年度募集要領に従わなければならない。
 - （2）補助事業の実施について、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
 - イ 補助事業の内容を変更をするとき
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - エ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき
- 2 適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内とする。

別記第4号様式（第10条関係）

補助事業計画変更承認申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
団 体 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防官広第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、補助金交付申請書又は補助事業計画変更承認申請書に添付された書面の各葉のうち、補助事業の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている書面について、変更前と変更後の補助事業の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとする。

別記第5号様式（第11条関係）

補助事業中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
団 体 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防官広第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）の実施について、下記の理由により事業中止（又は廃止）をしたいので、承認されたく申請する。

記

中止（又は廃止）の理由

以 上

別記第6号様式（第12条関係）

補助事業状況報告書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
団 体 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防官広第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった（事業名等）について、〇〇年〇〇月〇〇日現在の遂行状況を以下のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日現在の事業遂行状況

以上

別記第7号様式（第13条関係）

補助事業実績報告書

年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
団 体 名
氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け防官広第〇〇〇号で補助金交付決定の通知があった（事業名等）を完了したので、下記のとおり報告する。

記

1 事業の概要：

2 事業実施日： 年 月 日

3 事業の支払実績額

経費の区分	支払実績額
会場借料 機器借上費 交通費（講師等） 謝金（講師等） 資料作成費 （チラシ・パンフレット等）	
合計額	

4 事業の成果：

- 添付書類： 1 支払明細書
2 領収書原本
3 事業の成果を示す写真

別記第8号様式（第14条関係）

文 書 番 号

年 月 日

補助金額確定通知書

（団 体 名） 殿

防 衛 大 臣

印

〇〇年〇〇月〇〇日付け補助事業実績報告書について審査した結果、補助金交付決定通知書（防官広第〇〇〇号。〇〇年〇〇月〇〇日）により通知した補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により通知します。

記

確定補助金額： 円

